

一、争議場所 東京市本所区 福地

二、事業主側

名称 福地硝子工場

代表者 福地トヨ(事業)

資本金 ナシ

事業 硝子製造

従業員 ナシ

労働者 男一四名 女ナシ (職工七、徒弟五、火夫二)

三、労働者側

争議参加者 男四名

組合参加者 ナシ

四、争議発生ノ時 昭和四年十月四日

五、争議発生ノ原因

経営者ニ於テ客月三十日支拂フハキ給料ヲ遅延シテ

十月四支拂ヒタルガ職工豊田初五郎等四名ハ貸銀研

ノ遅延ヲ難詰シタル所工場主ハ豊田以下四名ヲ解雇

シタルニヨル

六、経過并ニ要求事項及其交渉状況

(一)職工ノ給料ハ毎月十五日三十日ノ二回ニ支拂フヲ常々

セルカ最近其ノ支拂日遅延スルニトアリテ職工側

ニアリテハ不平ヲ殊ニ甚クシ居リ九月分給料ニ漸ク十